

簡易型積算線量計を用いた放射線量の測定方法

はじめに

「福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方について（平成23年4月19日付け23文科ス第134号）」及び「福島県内における保育所等の園舎・園庭等の利用判断における暫定的考え方について（平成23年4月19日付け雇児発0419第4号）」に基づき、児童生徒等の受ける放射線量が継続的に低く抑えられているかを確認するため、簡易型積算線量計（以下、「線量計」という。）を用いた、継続的なモニタリングを実施します。

各学校には線量計を2台配布（貸与）しますので、1台は計測用として、もう1台は予備として、教職員等が適切な管理を行ってください。

なお、線量計による測定は、一定時間の放射線の合計値（積算線量）を測定することに適したものです。ある特定の時点での放射線量を確認することは可能ですが、その測定値は必ずしも正確な放射線量を示したものではありませんことをご理解ください。

1. 測定計画

児童生徒等の安全・安心の確保のため、学校の教職員等が線量計を用いて、学校等の活動において個人が受ける放射線量をモニタリングします。

（1）測定期間

当面、夏季休業終了（おおむね8月下旬）までの期間を対象に調査することとし、今後、事態の変化により、内容等の変更を行うことがあります。

（2）記録内容

児童生徒等の登校時及び下校時の1日2回（休業日は除く）、線量計における積算線量の数値を確認し、その時間と数値を記録してください。

なお、夏季休業中は、モニタリングの参考とするため、記録者の出勤時間及び帰宅時間における積算線量の数値を確認し、その時間と数値を記録してください。

（3）記録者

各学校において、学級担任など児童生徒等の屋内外での生活パターンに比較的近い教職員等を記録者としてください（交代も可）。

2. 線量計の管理方法

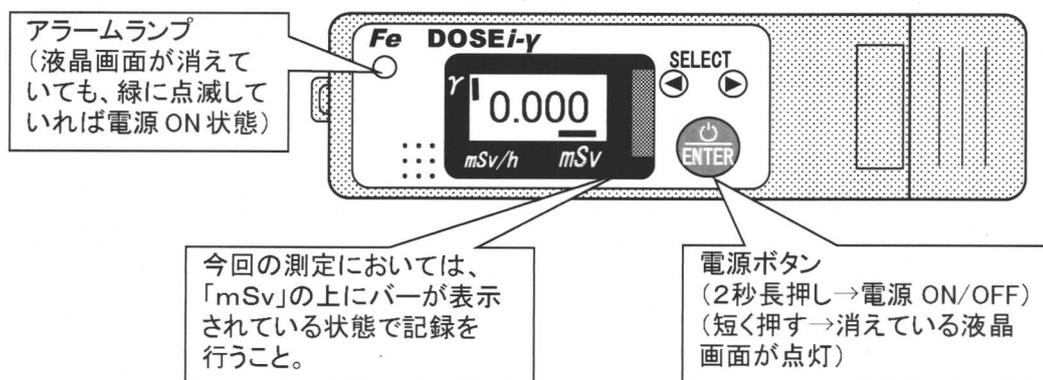
線量計の電源は、原則として入れたままとしてください。

記録者は、児童生徒等の登校時のタイミングで必ず腰の位置に線量計を装着の上、積算線量を確認するとともに、児童生徒等の下校時のタイミングで積算線量を確認の上、電源を入れたまま校舎内の机の中等に保管してください（自宅に持ち帰らないようにしてください）。

なお、線量計は強い電波によって測定値が影響を受けることがあるため、携帯電話、PHS、トランシーバーと一緒に携行したり、近づけたりしないでください。

3. 線量計の操作方法

赤いボタンを2秒以上長く押すと電源が入ります。電源を入れた後に設定を変えないでください。放っておくと、省エネのため表示は消えますが、心配はありません。赤いボタンを押すことで、数値が確認できます。なお、赤いボタンは、最初の電源投入時以外、2秒以上の長押しをしないでください。



4. 記録方法

記録いただく測定値は「積算線量」です（単位はmSv(ミリシーベルト)）。

記録に当たっては、原則、別添の記録用紙（エクセルファイル）に入力してください。

入力いただく内容は、児童生徒等の登校時のタイミングで線量計を装着した時間（「開始時間」）とその時の線量計における積算線量の数値（「測定値」）、児童生徒等の下校時のタイミングで線量計を机に納めた時間（「終了時間」）とその時の線量計における積算線量の数値（「測定値」）、および測定日の「天気」です。

これらの内容を入力することにより、測定にかかる「積算線量」、「積算時間」及び「放射線量／時間」が自動計算されます。

※なお、SELECT ボタンを押すと表示が変わるため、基本的に押さないでください。

5. 測定結果の報告

原則として、毎週火曜日の14時までに、前週1週間分（月曜日から日曜日まで）の内容が記録された記録用紙（エクセルファイル）を文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課保健管理係（gakkoken@mext.go.jp）宛てに送信いただきます。

報告にあたっては、福島県教育委員会において、全ての学校等（公立学校、私立幼稚園、保育所、大学附属学校、私立学校）の記録をとりまとめ、文部科学省に送信いただくこととします。

公立学校、私立幼稚園、保育所、大学附属学校、私立学校においては、報告の詳細について、福島県教育委員会の指示に従ってください。

6. その他

(1) 線量計が壊れた場合

計測用の線量計が壊れた場合は、直ちに予備の線量計の電源を入れ、測定を開始するとともに、電源投入日時を記録用紙（エクセルファイル）に記入してください。

なお、1日の測定は同一の線量計で測定します。例えば、登校時の積算線量確認後に計測用の線量計が壊れた場合、下校時までの積算線量を測定することはできないため、当該「測定値」欄には「測定不能」と入力し、翌日の登校時から測定値を記入してください。

(2) ポケット線量計の電池交換について

ポケット線量計に搭載されている電池は、仕様上10日程度（使用条件により数日～1ヶ月と幅があります）で交換が必要となります。電池の残量が少なくなったら、以下の方法にしたがい電池交換をお願いします。

《電池交換の時期》

画面に「ALM BATT」と表示され、LEDランプ（赤）が点滅したら、電池を交換してください。また、記録の消失など不慮の事態や測定時間の欠測を避けるため、その日の積算線量を確認した後、交換をお願いします。

また、設定を変更しなければ積算線量の測定値はリセットされませんので、引き続きそのまま計測をしてください。

《電池交換の方法》

取り扱い説明書を参照してください。

《追加の電池が必要な場合》

ポケット線量計に搭載されている電池を除き、予備の電池が1つになったら、追加の電池をお送りしますので、以下の連絡先までご連絡ください。

【問い合わせ先】

文部科学省スポーツ・青少年局

学校健康教育課保健管理係

TEL:03-5253-4111（内線2976）

FAX:03-6734-3794

E-mail:gakkoken@mext.go.jp

事務連絡
平成23年4月25日

福島県教育委員会学校生活健康課
福島県保健福祉部子育て支援課 御中
福島県文書管財総室私学法人課
国立大学法人福島県大学総務課

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課
科学技術学術政策局原子力安全課
スポーツ・青少年局学校健康教育課
厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

福島県内の学校等における簡易型積算線量計を用いた
モニタリング調査の実施について

学校等における放射線の継続的な調査については、「福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方について（平成23年4月19日付け23文科ス第134号）」及び「福島県内における保育所等の園舎・園庭等の利用判断における暫定的考え方について（平成23年4月19日付け雇児発0419第4号）」に基づき、国において福島県との連携の下、継続的なモニタリングを実施することとしているところですが、このたび、まずは4月24日に再調査を行った52の学校等について、簡易型積算線量計を用いた、継続的なモニタリングを実施したいと考えております。

本調査にあたっては、各学校等の教職員等が簡易型積算線量計を携行するなどして、学校等の活動において個人が受ける放射線量をモニタリングすることを予定しています。

については、教育委員会関係各課におかれては所管の調査対象学校及び域内の調査対象市町村教育委員会に対し、福島県保健福祉部子育て支援課におかれては所管の調査対象保育所及び域内の調査対象市町村に対し、福島県私学総務課におかれては所管の調査対象学校に対し、国立大学法人福島県大学総務課におかれては附属の調査対象学校に対し、本モニタリング調査について御理解いただき、格段の御配慮と御協力をいただけますよう御連絡いただきたく、よろしく申し上げます。

(本件連絡先)

文部科学省スポーツ・青少年局
学校健康教育課保健管理係
電話番号：03-5253-4111（内線 2976）